

生環一第340号

平成22年3月24日

埼玉県警察本部長

猟銃安全指導委員運営要綱の制定について（通達）

猟銃安全指導委員に関する規程（平成22年埼玉県公安委員会規程第3号）第11条に基づき、
みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成22年4月1日から実施することとしたから、地域の
実情に即した効果的な運用に努められたい。

別添

獵銃安全指導委員運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、獵銃安全指導委員に関する規程（平成22年埼玉県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、獵銃安全指導委員の運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2 生活安全部長及び保安課長の職務

生活安全部長及び生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）は、獵銃安全指導委員制度の効果的運営及びその適正な実施を図るため、当該制度の総合的運営及び関係機関団体との連絡協調を図るものとする。

第3 署長の職務

1 活動計画の策定

警察署長（以下「署長」という。）は、獵銃安全指導委員の活動計画について、活動の日時、活動種別及び活動場所を具体的に策定するものとする。

2 教養

署長は、獵銃安全指導委員の活動実態を的確に掌握するとともに、その活動に関し必要な次に掲げる事項を教養するものとする。

(1) 獵銃安全指導委員としての心構え

(2) 守秘義務

(3) 活動上の注意

(4) 前記(1)から(3)までに掲げるもののほか、活動に関して必要な事項

第4 推薦、委嘱等

1 推薦

規程第3条に規定する推薦は、獵銃安全指導委員推薦書（規程別記様式第1号）を保安課長に送付することにより行うものとする。

2 委嘱状の交付等

規程第4条第2項に規定する委嘱状の交付及び規程第6条第1項に規定する獵銃安全指導委員証等の貸与は、保安課長が行うものとする。

3 獵銃安全指導委員カードの作成

署長は、推薦した者が猟銃安全指導委員に委嘱されたときは、猟銃安全指導委員カード（別記様式第1号）を2部作成し、1部を保管し、1部を保安課長に送付するものとする。

第5 研修

保安課長は、規程第8条に規定する研修について、次により行うものとする。

1 研修実施者

(1) 生活安全部保安課課長補佐を研修実施者として指定するものとする。

(2) 研修実施者の任務は、次に掲げるとおりとする。

ア 研修計画を策定し、保安課長を経て報告すること。

イ 策定した計画に基づき研修用の教材等の準備、講師の選任に係る事務等を管理すること。

ウ ア及びイに掲げるほか、保安課長の命により研修に必要な事務を行うこと。

2 研修の方法

研修は、原則として講義形式とし、必要により視聴覚教材等の補助教材を用いて行うものとする。

3 講師

研修の講師は、研修事項に十分な知識及び経験を有する者を保安課長が所属の職員の中から選任するものとする。

4 研修内容等

猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号）第7条第3項に規定する研修事項に対する研修内容等は、定期研修の実施基準（別表1）及び委嘱時研修の実施基準（別表2）のとおりとする。

5 署長による研修

保安課長が開催する研修に参加できない猟銃安全指導委員の研修については、前記1から4までに準じて署長が実施するものとする。この場合において、「生活安全部保安課課長補佐」とあるのは「生活安全課長」と読み替えるものとする。

第6 謝金

猟銃安全指導委員には、別に定める基準により、謝金を支給する。

第7 解嘱等

1 解嘱の具申

署長は、獵銃安全指導委員が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第7項各号のいずれかに該当すると認めるときは、公安委員会に対し、保安課長を経て、速やかに獵銃安全指導委員解囑具申書（別記様式第2号）により、当該獵銃安全指導委員の解囑を具申するものとする。

2 弁明の機会の付与

獵銃安全指導委員規則第8条の規定による通知は、弁明を聽くための期日の2週間前までに、通知書（規程別記様式第3号）を送達し、行うものとする。

3 解囑の通知等

署長は、公安委員会が獵銃安全指導委員の解囑を決定したときは、解囑通知書（規程別記様式第4号）を本人に交付し、獵銃安全指導委員証等の返納を受けること。この場合において、署長は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条の規定に基づき、解囑通知書裏面記載の審査請求及び取消訴訟に関する事項を教示すること。

4 辞職の承認

- (1) 署長は、獵銃安全指導委員からの辞職の申出を受理した場合は、公安委員会に対し、保安課長を経て、速やかに獵銃安全指導委員辞職承認具申書（別記様式第3号）により、当該獵銃安全指導委員の辞職承認を具申するものとする。
- (2) 署長は、公安委員会が獵銃安全指導委員の辞職を承認したときは、辞職承認書（規程別記様式第5号）を本人に交付し、獵銃安全指導委員証等の返納を受けること。

5 周知

署長は、前記3又は4の措置を行った場合は、規程第4条第3項に準じて獵銃所持者その他の関係者に周知させなければならない。

実施日

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

実施日（平成27年3月31日務第774号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

実施日（平成27年5月29日保安第3121号）

この通達は、平成27年5月29日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

別表1（第5関係）

定期研修の実施基準

研修事項	研修内容	研修時間
1 猿銃の所持許可の状況並びに猿銃の所持及び使用による危害の発生状況に関すること。	<p>① 猿銃の所持許可状況 主として、県内における猿銃の許可状況のほか行政処分等の状況を理解させる。</p> <p>② 猿銃による危害発生の状況 主として、県内における猿銃等による事件事故の発生状況及び猿銃の盗難事件の実態を理解させる。</p>	1時間以上1時間30分以下
2 法第28条の2第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な知識及び技能に関すること。	<p>① 知識 猿銃所持者に対する必要な助言、猿銃の検査に関する技術的な協力、民間団体等への協力等の方法及び留意事項を理解させる。</p> <p>② 技能 実技指導、シミュレーション等により、前記職務の実務を理解させる。</p>	2時間以上2時間30分以下

別表2（第5関係）

委嘱時研修の実施基準

研修事項	研修内容	研修時間
1 定期研修1及び2に同じ。	同左	3時間以上4時間以下
2 法第28条の2第2項各号に掲げる職務を遂行するために必要な法令の知識に關すること。	<p>① 法の概要 法の目的及び規制の概要を理解させる。</p> <p>② 猟銃安全指導委員の法的地位及び職務倫理 獵銃安全指導委員が特別職の地方公務員であること、その自發的な意思に基づく活動を期待されていること等を理解させる。</p> <p>③ 猟銃安全指導委員の職務 獵銃安全指導委員の職務の概要について理解させる。</p> <p>④ 猗銃安全指導委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項を理解させる。</p> <p>⑤ その他の関係法令 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）等の法令のうち、獵銃所持者に關係する違反、關係機關の役割等を理解させる。</p>	1時間以上2時間以下

別記様式第1号（第4関係）

獣銃安全指導委員カード

本籍		写真
住所		
職業		
氏名		
生年月日		
加盟団体		
加盟団体役職		
銃種	法第4条第1項第1号により許可を受けている銃種 <input type="checkbox"/> 散弾銃 <input type="checkbox"/> ライフル銃	
委嘱期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　までの間	
再任	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　までの間	
再任	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　までの間	
再任	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　までの間	
再任	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　までの間	
解雇又は辞職年月日	<input type="checkbox"/> 解雇 <input type="checkbox"/> 辞職　　年　　月　　日	
解雇又は辞職理由		
備考		

別記様式第2号（第7関係）

生安第 号

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

獣銃安全指導委員解嘱具申書

次の獣銃安全指導委員について、銃砲刀剣類所持等取締法第28条の2第7項の規定による解嘱を具申します。

記

氏 名	
年 齢	
解嘱事由	
備 考	

(注) 必要に応じて疎明資料を添付すること。

別記様式第3号（第7関係）

生安第 号

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

獣銃安全指導委員辞職承認具申書

次の獣銃安全指導委員より、辞職の申出があったので、辞職の承認を具申します。

記

氏 名	
年 齢	
辞 職 事 由	
備 考	

(注) 必要に応じて疎明資料を添付すること。